

配偶者が育児休業開始により収入が 130 万円未満となり扶養親族となる場合

機 2 B

扶 養 親 族 届

電子媒体で作成する場合は署名・押印不要

令和 3 年 4 月 1 日提出

国立大学法人新潟大学学長	勤務部署	新潟大学人文社会・教育科学系	
殿	職名	講師	氏名 新潟 一郎

国立大学法人新潟大学職員給与規程第 2 2 条（扶養手当）に基づき次のとおり届け出ます。

届出の理由<該当する□にレ印を付すとともに、事実の発生日月日を記入すること>

- ☐ 1 新たに職員となった
- ☒ 2 扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- ☐ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除く）

育児休業開始により扶養する場合、
2 にチェック

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生日月日	届出の事由
				所得の種類	金額		
新潟 花子	配偶者	昭 60. 10. 5	同居	育児休業 給付金	108 万円	令 3. 3. 24	育児休業開始 のため

育児休業を開始した日付

育児休業給付金、給与、ボ
ーナス等の支給額を記載

添付書類：配偶者の育児休業開始の場合（参考）

- ※必要に応じて、別途証明書等が必要となることがあります。
- ※やむを得ず必要書類が一部遅延する場合は先に扶養親族届を速やかに提出願います。

- ・配偶者の『扶養申立書』
- ・育児休業の開始が確認できる書類
Ex) 辞令のコピー 等

・『収入見込み証明書』
※配偶者の給与やボーナス、育児休業給付金等の総収入額が 130 万円未満であることを確認するため、
配偶者の勤務先から証明願います。

- ・「育児休業給付金支給決定通知書」のコピー
- ・「住民票」または「戸籍謄(抄)本」(世帯主名及び続柄が記載されたもの)
※住民票は職員本人が世帯主の場合、戸籍謄本は世帯主ではない場合や別居している場合。
- ・「所得証明書」または「非課税証明書」
※市区町村の役所で交付申請願います。